

せいどかいかくすいしんかいぎかたすすめかた おおわく ぎろん ろんてんひょう たたきだい
制度改革推進会議の進め方（大枠の議論のための論点表） たたき台

すいしん 推進 かいぎ 会議	ぶんや 分野	こうもく 項目	ろんてんとう 論点等
だい1かい 第1回	すいしんかいぎ 推進会議 はつかいごう 初会合		
だい2かい 第2回 だい から第 かい 回	しょうがいしゃ 障害者 きほんほう 基本法	きほんてきせいかく 基本的性格 しょうがい 障害の定義	<p>きほんほう せいかく かんがえる 1、基本法の性格をどう考えるか</p> <p>（「施策の客体」から「権利の主体」への転換という観点から、その性格をどう位置づけるのか、従来^{じゅうらい}の福祉^{ふくしかんれん}関連^{しやく}施策^{いっぱん}一般^{かんする}に関する福祉^{ふくしりつぽう}立法^{いちづけ}という位置^{せっきょくてき}づけから、より積極^{じんけん}的に、人権^{じっこうてき}の実効^{ほしょう}的保障^{ひつよう}とそのため^{ひろいぶんや}に必要な^{しょうさく}より広^{ほうかつ}い分野^{しょうさく}における諸^{ほうかつ}施策^{しょうさく}を包^{ほうかつ}括^{ほうかつ}する権利^{けんりほう}法^{てんかん}といたものに転^{ひつよう}換^{ひつよう}する必^{ひつよう}要^{ひつよう}があるのではないか</p> <p>1、条^{じょうやく}約^{じょうやく}における障^{しょうがい}害^{がいねん}の概^{はんえい}念^{はんえい}をどう反^{はんえい}映^{はんえい}させるのか</p> <p>（障^{しょうがい}害^{がいねん}が態^{たいど}度^{および}及^{かんきょう}び環^{しょうへき}境^{そうごさよう}の障^{しょう}壁^{じるとい}との相^{しょう}互^{じるとい}作用^{じるとい}から生^{しょう}じるとい</p>

		<p>かんてん う 観 点)</p> <p>2、基本法の基本的性格との関連性についてどう考えるか</p> <p>3、個別立法との関係（手帳制度）についてどう考えるか</p>
	<p>さべつ ていぎ 差別の定義</p>	<p>1、差別の定義を規定するか</p> <p>2、規定する場合の差別の類型（3類型）についてどう考えるか</p> <p>3、積極的差別是正措置への言及についてどう考えるか</p>
	<p>きほんてきじんけんかく 基本的人権の</p> <p>かくにん 確認</p>	<p>1、現行規定の他に明文で置くべき総則的人権規定はあるか</p> <p>2、自己決定の権利と差違や多様性の尊重についてはどうか</p> <p>3、地域社会で生活を営む権利についてはどうか</p> <p>4、手話言語及びコミュニケーションに関する権利についてはどうか</p>
	<p>しょうがいしゃ 障害者に</p> <p>かんするきほんてき 関する基本的</p> <p>しさく 施策</p>	<p>1、現行規定と改革17項目との関係についてどう考えるか</p> <p>2、現行規定を権利の確認という観点から見直す必要性の有無</p> <p>3、政治参加の施策を加えるべきかどうか</p>

		<p>4、^{しほうさんか} 司法参加の^{しさく} 施策を^{くわえる} 加えるべきかどうか</p> <p>5、^{さべつきんし} 差別禁止の^{ほうせいど} 法制度の^{かくりつ} 確立と^{しさく} 施策を^{くわえる} 加えるべきかどうか</p> <p>6、^{ぎやくたいぼうし} 虐待防止の^{ほうせいど} 法制度の^{かくりつ} 確立と^{しさく} 施策を^{くわえる} 加えるべきかどうか</p> <p>7、^{しょうがいじ} 障害児の^{しさく} 施策を^{くわえる} 加えるべきかどうか</p> <p>8、^{なんびょう} 難病についての^{しさく} 施策を^{くわえる} 加えるべきかどうか</p>
	モニタリング	<p>1、^{じょうやくだい33じょう} 条約第33条「^{そくしん} 促進（^{じっし} 実施）」と「^{ほご} 保護（^{きゅうさい} 救済）」と「^{かんし} 監視」の^{きかん} 3機関の^{すみわけ} 棲み分けについて^{かんがえる} どう考えるか</p> <p>2、^{すくらっぷ} スクラップ・^{あんど} アンド・^{びるど} ビルドの^{かんてん} 観点から^{げんちゅうしょうきょう} 現中^{みなおし} 障協を見直し、「^{そくしん} 促進（^{じっし} 実施）」および「^{かんし} 監視」^{きかん} 機関に^{ぼっぼんかいせい} 抜本改正するの^か。それとも、「^{そくしん} 促進（^{じっし} 実施）」のための^{きかん} 機関に^{とどめ} 留め、「^{かんし} 監視」^{きかん} 機関は^{べつこ} 別個に^{すべきか} すべきか</p> <p>3、「^{かんし} 監視」^{きかん} 機関に^{ぼっぼんかいせい} 抜本改正する^{ばあい} とした場合の^{けんげん} 権限について^{どう} どう</p> <p>^{かんがえる} 考えるか</p> <p>4、^{どくりつせい} 独立性を^{たんぽ} どう担保^{するか} するか</p>
	その他	

<p>さべつきんしほう 差別禁止法</p>	<p>ほうせいどそうせつよう 法制度創設の ひつようせい 必要性</p>	<p>1、あらゆる分野を包括する差別禁止法の必要性についてどう考えるか <small>ぶんや ほうかつ さべつきんしほう ひつようせい かんがえる</small></p>
	<p>さべつ ていぎ 差別の定義</p>	<p>1、総則的定義をどのようにするか <small>そうそくてきていぎ</small> 2、個別分野別定義をどのようにするか <small>こべつぶんやべつていぎ</small> 3、抽象的な例外規定をどう明確化・限定化するか <small>ちゅうしょうてき れいがいてい めいかくか げんていか</small></p>
	<p>こべつぶんや 個別分野</p>	<p>1、生活分野として、いかなる分野を規定すべきか <small>せいかつぶんや ぶんや まいてい</small> <small>れい ちいきせいかつ じこけつてい ほうてきのうりよく いどう たてもの りよう</small> <small>(例、地域生活、自己決定と法的能力、移動、建物、利用</small> <small>じょうほうほしょう こみゆにけーしょん きょういく しゅうろう いりよう</small> <small>、情報保障とコミュニケーション、教育、就労、医療および</small> <small>りはびりてーしょん せい せいじさんか しほうてつづき た</small> <small>リハビリテーション、性、政治参加、司法手続、その他)</small></p>
	<p>かんけいこべつりっぼう 関係個別立法 との関係</p>	<p>1、差別禁止に抵触する立法の改廃についてどう考えるか <small>さべつきんし ていしよく りっぼう かいはい かんがえる</small> 2、合理的配慮の具体化に向けた改正についてどう考えるか <small>ごうりてきはいりよ ぐたいか むけたかいせい かんがえる</small></p>

	きゅうさいきかん 救済機関	1、ぎょうせいきゅうさいきかん せっち かんがえる 行政救済機関の設置についてどう考えるか 2、じんけんようごほうあん かんけい かんがえる 人権擁護法案との関係についてどう考えるか
	そうだんしえんきかん 相談支援機関	1、そうだんしゃ たちば たったしえん ありかた しえんきかん かんがえる 相談者の立場に立った支援のあり方と支援機関についてどう考えるか
	そのた その他	
ぎゃくたい 虐待 ぼうしほう 防止法	しょうがい ていぎ 障害の定義	1、ひぎゃくたいしゃ てちょうしよじしゃ かぎられない 被虐待者は手帳所持者には限られないのではないか
	ぎゃくたいこういしゃよ るいけい による類型	1、どの範囲までカバーすべきか はんい かばー れい かいごしゃ ふくしじゅうじしゃ しょうしゃ がっこうかんけいしゃ いりょう (例、介護者、福祉従事者、使用者、学校関係者、医療 じゅうじしゃ 従事者)
	ぎゃくたい ていぎ 虐待の定義	1、ぎゃくたいこういしゃるいけい るいけい くぶん 虐待行為者類型ごとに5類型に区分するか 2、るいけい ないよう かんがえる 5類型の内容をどう考えるか
	そうきはっけんぎむ 早期発見義務	1、そうきはっけんぎむ ていど ぎむしゃ はんい かんがえる 早期発見義務の程度と義務者の範囲についてどう考えるか

	つうほうぎむ 通報義務	はっけんしゃ つうほうぎむ たいしょうはんい ていど かんがえる 1、発見者の通報義務の対象範囲と程度についてどう考えるか
	きゅうさいきかん 救済機関	きゅうさいきかん けんとう かんがえる 1、救済機関の権能についてどう考えるか れい じじつかくにん たちいりちようさ いちじほご かいふくしえん た (例、事実確認、立ち入り調査、一時保護、回復支援、その他) きゅうさいきかん たいしょう はんい かんがえる 2、救済機関が対象とすべき範囲についてどう考えるか
	かんしきかん 監視機関	かんとくけんげん げんそく かんとくぎむ げんこうほうき 1、監督権限はあっても原則として監督義務はないとする現行法規の かいしゃく げんこうほう てきせつ うんよう ぎゃくたいぼうし 解釈のもとで、現行法の適切な運用のみで虐待防止の じっこうせい たんぽ 実効性を担保できるかどうか かてい ぎゃくたいがい ばあい どくじ どくりつ かんしきかん 2、家庭における虐待以外の場合の独自の独立した監視機関の せつてい ひつようせい かんがえる 設定の必要性についてどう考えるか
	そうだんしえんきかん 相談支援機関	せいかつしえん ふくめたそうだんしえん ありかた かんがえる 1、生活支援まで含めた相談支援のあり方についてどう考えるか
	その他	
じりつしえんほう 自立支援法	ちいきしゃかいせい 地域社会で	けんりきてい めいぶんか ひつようせい かんがえる 1、権利規定を明文化する必要性についてどう考えるか

	せいかつ けんり 生活する権利	じりつ がいねん かんがえる 2、自立の概念についてどう考えるか
	しょうがい ていぎ 障害の定義、 てきようはんい 適用範囲	しょうがい はんい かんがえる 1、障害の範囲についてどう考えるか
	ほうてい 法定 さーびすめにゆー サービスメニュー	げんこうきてい しゃかいもでる してん たったさーびすめにゆー ひつよう か 1、現行規定のない社会モデルの視点に立ったサービスメニューは必要か じりつしえんきゆうふ ちいきせいかつしえんじぎょう くわけ ひつよう 2、自立支援給付と地域生活支援事業の区分けは必要なのか ほうていめにゆー しょうがいしゃ せいかつこうぞう そつたさいへんせい 3、法定メニューの障害者の生活構造に沿った再編成と しんぶるか かんがえる シンプル化についてどう考えるか じこけつていしえん ひつようせい かんがえる 4、自己決定支援の必要性についてどう考えるか
	しきゆうけつてい 支給決定 ぶるせす プロセス	にーずはあく きほんてきしてん おく か 1、ニーズ把握の基本的視点をどこに置くか たとえば ほんにん しょうがい じょうきょう ほんにん じこけつてい せんたく (例えば、本人の障害の状況、本人の自己決定・選択、 おかれたかんきょう および そうごかんけい 置かれた環境、及びそそれの相互関係) しょうがいていどくぶん はいし かわるきょうぎ ちょうせい しきゆう 2、障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整による支給

		<p>けっていぶろせす ^{たいせいこうちく} かんがえる 決定プロセスのための体制構築についてどう考えるか</p> <p>3、セルフマネジメント・本人中心計画と相談支援機関、ピアカウンセリング・ピアサポートの ^{やくわり} 役割についてどう考えるか</p> <p>4、不服の場合の異議 ^{あひ} 申立手続きについてどう考えるか</p>
	ちいきいこう 地域移行	<p>1、^{じゅうどしょうがいしゃ} 重度障害者の24時間介護体制の構築についてどう考えるか</p> <p>2、^{ちいきいこうぶろぐらむ} 地域移行プログラムの法定化と期限の設定についてどう考えるか</p> <p>3、^{ちいきいこうしえんさく} 地域移行支援策の法定化についてどう考えるか</p>
	りょうしゃふたん 利用者負担	<p>1、^{おうえきふたん} 応益負担の廃止についてどう考えるか</p> <p>2、^{ふたん} 負担の有無についてどのような原則と ^{げんそく} 考え方をとるのか</p> <p>3、^{しんきじゆん} 新基準の設定についてどう考えるか</p>
	いりょうしえん 医療支援	<p>1、^{いりょうしえん} 医療支援のあり方についてどう考えるか</p> <p>2、^{ふたんもんだい} 負担問題についてどう考えるか</p>

	<p>た その他</p>	<p>げんこう しょうがいていどくぶん もとづくこつこふたんきじゆん もんだい 1、 現 行 の 障 害 程 度 区 分 に 基 づ く 国 庫 負 担 基 準 の 問 題 に つ い て かんがえる どう 考 え る か</p> <p>しょうがいしゃ ちいきせいかつ ざいせいふたん きょうか 2、 障 害 者 の 地 域 生 活 の た め の 財 政 負 担 の 強 化 に つ い て どう かんがえる 考 え る か</p> <p>ちいきかんかくさ 3、 地 域 間 格 差 を ど の よ う に な く し て い く の か</p>
<p>きょういく 教 育</p>	<p>しゅうがくさきけつてい 就 学 先 決 定</p> <p>ししくみの 任 組 み</p>	<p>がっこうきょういくほうしこうれい じょう じょう こう しょうがい 1、 学 校 教 育 法 施 行 例 5 条 な ら び に 22 条 の 3 項 「 障 害 に もとづくぶんり せいど はいし かんがえる 基 づ く 分 離 」 制 度 の 廃 止 に つ い て どう 考 え る か</p> <p>がくせきとうごう かんがえる 2、 学 籍 統 合 に つ い て どう 考 え る か</p> <p>せんたくけん ほしょう かんがえる 3、 選 択 権 の 保 障 に つ い て どう 考 え る か</p>
	<p>ごうりてきはいいりよぐ 合 理 的 配 慮 の</p> <p>ぐたいか 具 体 化</p>	<p>ごうりてきはいいりよ ぐたいてきないよう さくてい さんしゃ 1、 合 理 的 配 慮 の 具 体 的 内 容 に つ い て の 策 定 プ ロ セ ス (三 者 の ごうい かんがえる 合 意) に つ い て どう 考 え る か</p> <p>ふふく ばあい いぎもうしたててつづき かんがえる 2、 不 服 の 場 合 の 異 議 申 立 手 続 き に つ い て どう 考 え る か</p>
	<p>ちょうかく しかく 聴 覚 、 視 覚 に</p>	<p>しゅわげんごがくしゅうけん ほしょう きょういく ありかた かんがえる 1、 手 話 言 語 学 習 権 の 保 障 と 教 育 の あ り 方 に つ い て どう 考 え る</p>

		しょうがい ばあい 障害がある場合 きょういく の教育	か 2、 ^{しゅわまた てんじ} 手話又は ^{てきかくせい} 点字についての ^{ゆうするきょういん} 適格性を有する ^{かくほ} 教員の確保についてどう考えるか 3、 ^{きょういく} 教育におけるあらゆる ^{けいたいようしき} 形態様式の ^{ほしょう} コミュニケーション保障についてどう考えるか
		とくべつしえん 特別支援 きょういく 教育	1、 ^{とくべつしえんきょういく} 特別支援教育の ^{ひょうか} 評価と ^{こんご} 今後のあり方について ^{かんがえる} どう考えるか
		そのた その他	
こよう 雇用		^{いっぱんしゅうろう} 一般就労 (雇用促進法)	1、 ^{てきようはんい} 適用範囲 (^{てちょうせいど} 手帳制度の ^{もんだいてん} 問題点) について ^{かんがえる} どう考えるか 2、 ^{しょうがい} 障害の ^{しゅべつ} 種別による ^{せいどてきかくさ} 制度的格差について ^{かんがえる} どう考えるか 3、 ^{げんこうほうてい} 現行法定 ^{こようりつせいど} 雇用率制度の ^{もんだいてん} 問題点 (^{こようりつ} 雇用率、 ^{せいど} ダブルカウント制度、 ^{とくれいこがいしゃ} 特例子会社、 ^{こようのうふきんせいど} 雇用納付金制度等) について ^{かんがえる} どう考えるか 4、 ^{しょくば} 職場における ^{ごうりてきはいりよ} 合理的配慮の ^{じつげんぶろせす} 実現プロセスと ^{いぎもうしたて} 異議申立について ^{かんがえる} どう考えるか

	<p>ふくしてきしゅうろうじ 福祉的 就 労 (</p> <p>じりつしえんほう 自立支援法)</p>	<p>ろうどうしゃせい ろうどうほうき てきよう かんがえる 1、労働者性と労働法規の適用についてどう考えるか</p> <p>さいていちんぎん ちんぎんほてん かんがえる 2、最低賃金と賃金補填についてどう考えるか</p> <p>しゅうろうしえんじぎょう すがた かんがえる 3、就労支援事業のあるべき姿についてどう考えるか</p> <p>いっばんしゅうろう しゅうろうしえん つうきんしえん しんたいかいご 4、一般就労における就労支援(通勤支援、身体介護、ジョ ブコーチ)についてどう考えるか</p>
	<p>しえん シームレスな支援</p>	<p>いっばんしゅうろう ふくしてきしゅうろう せいどかんかくさ だんぜつ 1、一般就労と福祉的 就 労の制度間格差とサービスの断絶の もんだい かんがえる 問題についてどう考えるか</p>
	<p>こよう そうしゅつ 雇用の創出</p>	<p>しゃかいてきじぎょうしょ ほうせいどか かんがえる 1、社会的 事業所の法制度化についてどう考えるか</p> <p>こうにゆうほう かんがえる 2、いわゆるハート購入法についてどう考えるか</p>
	<p>そのた その他</p>	
<p>こうつう 交通と</p> <p>じょうほう 情報 アクセ</p>	<p>しんぼう バリアフリー新法</p>	<p>いどう りよう じゆう けんり めいぶんか かんがえる 1、移動および利用の自由の権利の明文化についてどう考えるか</p> <p>ちいきかんかくさ かいしょう かんがえる 2、地域間格差の解消についてどう考えるか</p>

ス		<p>3、^{げんこうほうてきようたいしょうがい} 現 行 法 適 用 対 象 外 の 既 存 建 物、既 存 交 通 施 設 の ^{きそんたても} 既 存 交 通 施 設 の ^{きそんこうつうしせつ} 既 存 交 通 施 設 の ^{だんかいてきへんこう} 段 階 的 変 更 と 支 援 策 についてどう考 えるか ^{かんがえ}</p> <p>4、^{ごうりてきはいりよぎむ} 合 理 的 配 慮 義 務 と の 関 係 についてどう考 えるか ^{かんがえる}</p> <p>5、^た 其 他</p>
	<p>じょうほう 情 報 と サービス</p>	<p>1 ^{ひょうげん} 表 現 の 自 由、^{しるけんり} 知 る 権 利、^{びょうどう} 平 等 に サービス を 受 け る 権 利 の 明 文 化 に つ ^{うけるけんり} 受 け る 権 利 の 明 文 化 に つ ^{めいぶんか} 明 文 化 に つ ^い いて どう 考 えるか ^{かんがえる}</p> <p>2、^{しゅだん} コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 ・ 様 式 に 関 す る ^{ようしき} 様 式 に 関 す る ^{かんするせんたくけん} 選 択 権 の 保 障 に つ い て ど ^{ほしょう} 保 障 に つ い て ど ^{かんがえる}</p> <p>3、^{じょうほう} 情 報 と サービス に 関 す る ^{かんする} バ リ ア フ リ ー 法 の ^{ほう} 新 設 の ^{しんせつ} 新 設 の ^{ひつようせい} 必 要 性 に つ い て ^{かんがえる}</p> <p>4、^{ごうりてきはいりよぎむ} 合 理 的 配 慮 義 務 と の 関 係 についてどう考 えるか ^{かんがえる}</p> <p>5、^{さいがいじょうほう} 災 害 情 報 についてどう考 えるか ^{かんがえる}</p> <p>6、^た 其 他</p>

せいしんいりょう 精神医療	ちいきいこう 地域移行	1、きょうせいしゅうよう きょうせいかいにゆう げんこうほう もんだいてん 強 制 収 容 と 強 制 介 入 (現 行 法 の 問 題 点) に つ い て かんがえる どう 考 え る か 2、いりょうさーびす ちいきか 24じかんきんきゅうたいおう ふくむちいきせいかつ 医 療 サ ー ビ ス の 地 域 化 と 2 4 時 間 緊 急 対 応 を 含 む 地 域 生 活 しえん 支 援 に つ い て どう 考 え る か 3、 <small>そのた</small> その他
しょうとくほしょう 所得保障		1、しょうとくほしょう かんがえる 所 得 保 障 に つ い て どう 考 え る か 2、むねんきんしょうがいしゃ かんがえる 無 年 金 障 害 者 に つ い て どう 考 え る か 3、じゅうたくてあて かんがえる 住 宅 手 当 に つ い て どう 考 え る か 4、 <small>そのた</small> その他
ふくしけいざい 福祉経済 よさんほかくほ 予算の確保		1、こくみんけいざい ふくしけいざい せっきよくてき いちづけ 国 民 経 済 に お け る 福 祉 経 済 の 積 極 的 な 位 置 づ け に つ い て どう かんがえる 考 え る か 2、あるべきよさん きぼ かんがえる ある べ き 予 算 の 規 模 に つ い て どう 考 え る か 3、 <small>そのた</small> その他

	しょうがい 「障害」の ひょうき 表記の ありかた 在り方		しょうがい ひょうき ありかた かんがえる 1、「障害」の表記の在り方についてどう考えるか
だい 第 かい 回 から だい 第 かい 回 まで	ヒアリング		